

北海道家庭教育サポート企業等制度協定書

北海道教育委員会教育長（以下「甲」という。）と帯広大谷短期大学（以下「乙」という。）とは、北海道家庭教育サポート企業等制度実施要綱に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、家庭教育をはじめ、子どもを育てる様々な営みを社会全体で支え合うため、企業等における家庭教育の充実に向けた職場環境づくりの取組を推進することを目的とする。

（乙の取組）

第2条 乙は、北海道家庭教育サポート企業等制度実施要綱（以下「要綱」という。）の別記第2号様式「北海道家庭教育サポート企業等制度取組計画書」に基づき、保護者である従業員の子育てを支援する職場環境づくりに自主的に取り組むものとする。

（甲の取組）

第3条 甲は、乙から申出があった場合は、次の取組を行うことができるものとする。

- （1）北海道教育委員会のホームページ等での企業等の取組の紹介
- （2）家庭教育に関する啓発資料の配布
- （3）家庭教育に関する企業等の職場研修等への講師の派遣

（協定の期間）

第4条 協定の期間は、協定締結の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了時に乙から申し出がない場合は、同一の条件で更新するものとする。

（取組状況の報告）

第5条 乙は、第2条の取組状況について要綱の別記第5号様式「北海道家庭教育サポート企業等制度取組状況報告書」により当該年度の取組状況を毎年度終了後30日以内に甲に報告するものとする。

2 甲は、乙から提出された報告書の内容について乙と協議の上、公表することができる。

（道民への情報提供等）

第6条 乙は、この協定に基づく取組について、道民に対して情報提供に努めるものとする。

（協定内容の変更）

第7条 乙は、協定内容に変更があった場合、甲にその旨を届け出なければならない。

（協定の解除）

第8条 乙は、協定期間中においても、甲へ申し出ることにより協定を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、協定を解除し、その旨を公表することができる。

- （1）乙が、協定書に定める取組を履行していない、又は怠っていると認めたとき。
- （2）乙が、前号に掲げる場合のほか、協定に違反し、その違反により協定の目的を達しがたいと認めたとき。
- （3）上記のほか、乙の信用失墜行為があったと認めたとき。

（協定書の返還）

第9条 前条により、協定を解除した場合は、乙は、協定書を速やかに返還しなければならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じた場合、又は、この協定を変更する必要がある場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため協定書を2通作成し、甲乙それぞれが署名して、各1通を保有する。

平成19年5月28日

甲 北海道教育委員会教育長

乙 帯広大谷短期大学 学長

吉田 洋一
多田 稔